

令和8年度 公益財団法人群馬県スポーツ協会認定スポーツ栄養士養成講習会要項

1. 目的

公益財団法人日本スポーツ協会公認（以下：JSP0）スポーツ指導者制度に基づき、地域におけるスポーツ活動現場や都道府県レベルの競技者育成において、スポーツ栄養の知識を持つ専門家として、競技者の栄養・食事に関する自己管理能力を高めるための栄養教育や、食事環境の整備に関する支援等、栄養サポートを行う者として、公益財団法人群馬県スポーツ協会（以下：本協会）認定スポーツ栄養士を養成する。

2. 主催 公益財団法人群馬県スポーツ協会

3. 日程

専門科目（集合形式）：令和8年6月13日（土）・14日（日）
専門科目（現場実習）：令和8年7月～令和9年2月の8ヶ月間（40時間以上）
専門科目（成果発表）：令和9年3月7日（日）

4. 会場 ALSOK ぐんま総合スポーツセンター 他

5. 受講者

(1) 受講条件：下記のア・イ・ウ・エの全ての条件を満たす者（オは望ましい）

- ア 受講する年の4月1日現在、満22歳以上の管理栄養士で、スポーツ栄養指導の経験がある者または予定のある者または強い関心がありスポーツ現場で活動を希望している者
- イ 講習会の全日程に参加が可能である者
- ウ 受講前に、エッセンシャルスポーツ栄養学にて基本事項を学習できる者
- エ インターンシップに参加できる者（独自でチームを探せない場合には紹介予定）
- オ 群馬県内で継続的に活躍ができる者且つ本協会の事業へ積極的に協力できる者

(2) 受講者数

16名

6. 受講申込み

受講希望者は所定の受講希望者個人調書に必要事項を記入し、令和8年5月14日（木）までに紙ベース及びデータを本協会へ提出すること。なお、記入漏れがある場合や書式が変更された調書は受け付けませんので十分ご注意ください。

7. 受講者の決定

提出された受講希望者個人調書に基づき、本協会スポーツ医科学専門委員会フィジカル専門委員会及び群馬県内に在籍するJSP0公認スポーツ栄養士による審査を行い、本人宛に通知する。

8. カリキュラム

(1) 基礎科目（個人学習）

ア スポーツ栄養士の役割	イ スポーツ栄養マネジメントの理論とアセスメント
ウ 栄養補給	エ スポーツ現場における食環境整備
オ 目的・対象別栄養サポート	カ スポーツ医学
キ エビデンス・ベースド・ニュートリション	

(2) 専門科目（集合形式）

ア 公認スポーツ栄養士の役割 60分	イ スポーツ栄養マネジメントとは 90分
ウ スポーツ現場の栄養アセスメント 90分	エ スポーツ選手に対する栄養教育 90分
オ スポーツ現場における栄養補給計画 90分	カ スポーツ現場における連携 30分

(3) 専門科目（個々に活動 インターンシップ）

スポーツ栄養マネジメントに準じたインターンシップの実施（8ヶ月間のうち1サイクル チーム紹介）

(4) 専門科目 (集合形式 成果発表とディスカッション)

グループに分かれて、成果発表及びグループディスカッション
スポーツ栄養マネジメントの理解を深める

9. 実施方法

(1) 基礎科目 (個人学習)

エッセンシャルスポーツ栄養学 (市村出版 3,080円) にて専門科目講習会までに自己学習

(2) 専門科目

別紙参照

(3) インターンシップ

8ヶ月間に オンラインサポートも含めて40時間以上のサポートを実施
月2回程度の頻度で週末にスポーツ現場にて、選手に対するサポート

※自分で選手もしくはチームを探せない方は、紹介も可

→群馬県内プロスポーツの傘下にあるチームや選手等

→スーパーキッズプロジェクト実施競技団体のうち希望する団体へのサポート

→スポーツ栄養士派遣を希望する団体へのサポート

(4) グループディスカッション

集合形式にて、数グループに分かれて、スポーツ栄養マネジメントの成果発表
ディスカッション

10. 受講料

(1) 基礎科目 (個人学習)

受講料なし

(2) 専門科目 (集合講習)

15,000円

11. 登録及び認定

(1) 専門科目の受講及び専門科目 全てに参加した者は、本協会認定スポーツ栄養士「認定証」を交付する。

(2) 資格の登録期限は講習会翌年の4月1日から2030年3月31日とし、認定後も本協会の事業への積極的な参加や本講習会に参加するなど、学ぶ環境を最低年1回は必ず設けること。また、2030年3月31日以降も本協会認定スポーツ栄養士の資格を継続する場合は、2032年3月31日までにJSP0公認スポーツ栄養士養成講習会への参加申込みを行うこと。なお、申込みが確認できない場合は、2032年4月1日より資格は失効するものとする。

(3) 認定後、2030年3月31日までの登録料として、認定式で10,000円を支払う。

12. その他

(1) 本協会認定スポーツ栄養士は、本協会スポーツ医科学専門委員会フィジカル専門委員会に帰属し、委員会規定に掲げる事業または協議を行う。

(2) 本講習会に関する問い合わせは、火曜日～土曜日に下記時間帯で行う。

公益財団法人群馬県スポーツ協会 スポーツ推進課宛

TEL: 027-234-5555 (8:30~17:15) /E-mail: ikagaku@gunma-sports.or.jp